

# 令和8年度山形県移住世帯向け食の支援事業（味噌醤油）業務委託仕様書

## 1 業務の目的

県外から県内の市町村に移住した世帯に対して、予算の範囲内で本県の味噌及び醤油の支給（以下「食の支援」という。）を行い山形暮らしの魅力を発信することにより、県内への移住を推進する。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

## 3 予定数量

県外からの移住世帯への味噌及び醤油の調達・配送 計500件

## 4 提供対象者

県外から県内市町村に移住した世帯

## 5 委託業務の内容

### (1) 味噌及び醤油の調達・配送

ア 受託者は、発注者が提供した対象者の情報に基づき、対象者への配送を行うこと。

イ 1件につき、以下の量の味噌及び醤油を、段ボール箱に梱包して配送する。なお、本事業によるものであることが分かるよう、段ボール箱等に明記すること。

	味噌	醤油	配送件数
2人以上の世帯、単身世帯	1キログラム	1リットル	500件程度

ウ 味噌及び醤油は、いずれも、県内の製造所（製造及び営業に関して、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けている製造所に限る。）で製造されたものとする。

エ 味噌については、県産大豆を100%使用したものとする。

オ 味噌及び醤油の品質等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、品質の確保に努めること。

カ 対象者の都合等により返送があった場合は、都度協議する。

キ 受託者は、納品後に納品が確認できる書類を作成すること。

### (2) 報告書の作成

受託者は、月ごとの配送実績等に関する報告書を、配送が確認できる書類とともに発注者に提出すること。

### (3) その他

発注者が作成した対象者宛ての通知を同封すること。

## 6 特記事項

- (1) 本業務の実施により取得した情報（個人情報を含む。）等については、すべて発注者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、山形県個人情報保護条例、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を洩らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (6) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後5年間保存すること。

## 7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と協議するものとする。